

特定非営利活動法人きなりのかぞく

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きなりのかぞくという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県筑西市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療的ケア児者とその家族に対して、多くの可能性を広げるための支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子ども、その家族が笑顔で幸せに暮らせる地域を目指します。そして、地域全体で支え合い・助け合えるインクルーシブ社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動／
- (2) まちづくりの推進を図る活動／
- (3) 災害救援活動／
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動／
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動／

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 医療的ケア児者とその家族のためのコミュニティ事業
- (2) 医療的ケア児者及び家族の為に旅行事業の企画・催行
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の職務について、この法人を代表しない。

3 代表以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第14条及び前3項に定めるもののほか、役員の選任及び任期に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする、

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の解任

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(FAX を含む)又は電子メール等の電磁的方法を利用して、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面(FAXを含む)若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)役員の選任
- (6)役員の職務及び報酬
- (7)借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)事務局の組織及び運営
- (9)入会金及び会費の額
- (10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第2項及び第 38 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鈴木宏美
理事	大森美佐子
理事	大塚久美子
監事	深田恵子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0 円

(2) 年会費	正會員	1,000円
	贊助會員 (個人)	1,000円(1口以上)
	贊助會員 (法人・団体)	10,000円(1口以上)

これは、当法人の定款である。

2025 年 3 月 25 日

特定非営利活動法人きなりのかぞく
理事長 鈴木 宏美

役 員 名 簿

特定非営利活動法人きなりのかぞく

[illegible]

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

2025 年 1 月 11 日

特定非営利活動法人きなりのかぞく
設立代表者 住所又は居所

氏名 鈴木 宏美

1 趣 旨

日本では医療の進歩によって、重い病気を抱えて生まれてきても命が救われるケースが増えました。その一方で、退院後も在宅で様々な医療的ケアを必要とする子どもや成人が年々増えています。そうした医療的ケア児者の就園や就学、在宅生活を支援する仕組みは未整備のものが多く、また、受けられるサービスの量と質に地域間格差が広がっているのが実情です。

2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、支援法）が施行となり、医療的ケア児と家族の支援に関し国や地方公共団体の責務が明記され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが基本理念として規定されました。しかし、新しい法律が制定されてはいるもののまだまだ支援体制が脆弱で、特に家族に大きな負担がのしかかっている状態であることが課題となっています。

上記のことを解決していくために私たちは、医療的ケア児者とその家族の声に拠るものとし、具体的な支援や社会基盤整備、街づくりについて積極的に発信し、どんなに重い病気や障がいがあっても、当事者本人やその家族が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし、障がいの程度に関わらず、日々の生活の中でたくさんの幸せや喜びを感じることができ、安心して暮らせる地域や社会づくりから社会福祉に広く貢献できるものと考えています。

私たちの活動の目的は、医療的ケアを必要とする子どもとその家族等に対し、子どものケアを行う親の悩みに対する相談、居心地の良い居場所作り等を行い、医療的ケアを必要とする子どもとその家族等がその人らしく暮らしていける地域づくりに寄与することを目的とする。

今回、法人として申請するに至ったのは任意団体の活動をより地域に定着させ、継続に推進していくためには、社会的な信頼を確保して活動していくことが必要と考えました。

また、当団体の活動が多くの方々の理解と参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人法人格の取得するのが最善であると考えました。

2 申請に至るまでの経過

令和6年	10月	任意団体として活動
令和6年	12月	特定非営利活動法人に向けての勉強会開催
令和7年	2月	設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人きなりのかぞく

1 事業実施の方針

本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、パンフレット作成し、行政機関や関連団体への告知活動を行う。また、多くの重度障がい児者・医療的ケア児者があたり前の生活ができるように地域社会とのつながりを大切に活動に取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
医療的ケア児者とその家族のためのコミュニティ事業	医療的ケア児等とその家族の交流イベント	(A)年2回（5月と10月に行う。） (B)地域の医療的ケア児家族 (C)2人	(D)医療的ケア児家族 (E)不特定多数	100
医療的ケア児者及び家族の為の旅行事業の企画・催行	医療的ケア児等とその家族の旅行	(A)年1回（11月に開催する。） (B)関東 (C)9名	(D)医療的ケア児家族 (E)1名	250
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例（翌事業年度）

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日 から 2027 年 3 月 31 日 まで

特定非営利活動法人きなりのかぞく

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
医療的ケア児とその家族のためのコミュニティ事業	医療的ケア児等とその家族の交流イベント	(A) 年 2 回（5 月と 10 月に行う。） (B) (B) 地域の医療的ケア児家族 (C) 2 人	(D) 医療的ケア児家族 (E) 不特定多数	200
医療的ケア児及び家族の為の旅行事業の企画・催行	医療的ケア児等とその家族の旅行	(A) 年 1 回（11 月に開催する。） (B) 関東 (C) 9 名	(D) 医療的ケア児家族 (E) 3 名	500
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人きなりのかぞく
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....		120,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	400,000		
.....		400,000	
4 事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			520,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
事業費計			
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信費	50,000		
印刷費	60,000		
WEB費	100,000		
謝礼金	100,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		510,000	
経常費用計			510,000
当期経常増減額			10,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			10,000
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			10,000
当期正味財産増減額			10,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			10,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP61の様式例を参照）。

2026年度 活動予算書
2025年4月1日から2026 年3月31日まで

特定非営利活動法人きなりのかぞく
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	200,000		
.....		230,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
.....		500,000	
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			730,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	50,000		
印刷費	50,000		
消耗品	10,000		
ウェブ費	100,000		
謝礼金	100,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		630,000	630,000
経常費用計			
III 当期経常増減額			100,000
経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
IV 経常外収益計			100,000
経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			100,000
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額			110,000